



年末にかけて
特に注意を!!

海産物の 電話勧誘トラブル



海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

国内の水産業者を名乗り、日本産だと言って価格に見合わない海外産の海産物を販売したり、「日本の海産物が売れなくて困っており支援してほしい」などと、消費者の善意・同情心につけ込む勧誘をする事例もあります。

カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

以前購入された方に電話をしています。

このご時世で海産物が売れない状況です。助けてください。



- いない場合や、少しでもおかしいと思ったときは、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売で契約をしたときはクーリング・オフができます。
- 断ったのに一方的に商品を送りつけられたら、送り主の名称や連絡先をメモするなどし、受け取り拒否をして代金を支払わないようにしましょう。もし受け取ってしまった場合、直ちに処分することができます。開封・処分しても支払いは不要です。
- 困ったり不安に思ったりしたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



偽メール

URL安易にアクセスしないで!

全国で「フィッシング詐欺」の相談件数依然多い!!

フィッシング詐欺：実在する事業者を装ったSMS（ショートメッセージサービス）やメールを送り、記載したURLから偽サイト（フィッシングサイト）へ誘導して、住所、氏名、銀行口座、クレジットカード番号等の個人情報を搾取する手口のこと。

事例 いつも利用している大手通販サイトからメールが届き、「月会費が引き落としできませんでした」と書いてあったので、「会員ログイン」と記載のURLをタップして、開いた画面でクレジットカード番号を入力したら、第三者にカードを不正使用された。

日頃からの心構えが重要です!!

SMS・メールが届いたら…



- いつも利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑いましょう。
- 記載されているURLにはアクセスせず、正規のサイトやアプリからアクセスしましょう。フィッシングに関する注意喚起がされているかもしれません。
- フィッシングサイトにアクセスしてしまっても、ID・パスワード・クレジットカード番号等の個人情報を絶対に入力しないでください。



消費生活無料法律相談会開催日

- ・12月 6日（水）〔 午後1時30分から 〕
- ・1月10日（水）〔 午後3時30分まで 〕

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（山形県庄内総合支庁内）

《開設時間》 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください（要予約）。

★消費者ホットライン（188）もご利用ください

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL：0235-66-5452